

【別紙】

平成 17 年度冬季における「チーム・マイナス 6 %」への取り組み概要

1. 暖房温度の適正化（例年実施）

暖房運転の必要な期間において、きめ細かな温度コントロールを行い、社屋における適正室温を 20 程度に設定する。

服装については、社員各自の判断で、必要に応じた寒さ対策を講じることとする。（夏季の軽装化のような特別の扱いはしない）

2. 社屋へのポスター掲示（12月1日～3月31日）

事務所やお客さま窓口に掲示

3. 社員の家庭における取り組みの支援

温度計付きシールを社員に配布（12月中配布予定）

「社員CO₂ダイエット」の実施（平成 14 年度より実施）

2月の省エネルギー月間に合わせ、社員が会社のイントラネットを通じ、家庭でのエネルギー使用量や省エネ行動を自己チェックする取り組み。

ポスター（イメージ）



温度計付シール（イメージ）



（表）



（裏）